

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

平成24年 月 日

人権救済法案の成立に反対することに関する請願署名

請願者住所 _____

請願者氏名 _____

他 名

人権侵害救済法案の廃案を訴える日本国民の会

〒170-0002 東京都豊島区巢鴨 5-25-12

TEL 03-5976-1306

人権救済法案の成立に反対することに関する請願署名

年 月 日

紹介議員

請願人住所

氏名

<請願趣旨>

政府は、国家行政組織法第三条二項の規定に基づき、法務省の外局として、人権侵害の救済・予防や人権啓発等の所掌事務を行う「人権委員会」を設置する「人権委員会設置法案」および、人権委員会設置に伴い現行の人権擁護委員の身分等を変更する「人権擁護委員法改正案」の二つの法案（以下、人権救済法案）を国会に提出することとしています。しかし、人権救済法案に対しては、以下のような問題が提起されています。

- ・人権侵害の定義があいまいで、対象もはっきりしないため、恣意的な解釈が可能である。憲法で保障される表現の自由を侵すおそれがある
- ・人権委員会を、政府から独立した強力な権限を有する三条委員会として設置するが、公正取引委員会など既存の三条委員会と比べ、取扱う事案がきわめて広範であるうえ、人権委員の選定方法と基準があいまいであり、偏った人事になるおそれがある
- ・人権擁護委員に将来的に外国人が就任する可能性がある
- ・予算、人員数など含め、組織の全体像がはっきりしない
- ・公務員人員、給与削減の流れに逆行する
- ・現行の制度で99%以上の事案が処理されている

政府は、「国民の理解を得られるような制度の構築を目指し、法案の作成作業を進めてきた」（滝実法務大臣）と主張していますが、上のような懸念および提起される問題点に対して、政府は、説得力のある国会答弁や説明を一切行っていません。このような状況で、政府から独立した人権救済機関を設置することは拙速であり、将来に禍根を残すものであると考え、人権救済法案の成立に反対することを強く求めます。

<請願項目>

「人権委員会設置法案」の成立に反対してください

※署名は、ボールペンまたはサインペンでお願い致します。

氏名	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

（お預かりした個人情報情報は請願以外の目的には使用しません）

取扱い団体 人権侵害救済法案の廃案を訴える日本国民の会

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 5-25-12 TEL 03-5976-1306